

## 第5回

# 厚生小委員会会議録

平成15年12月18日（木）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第5回 厚生小委員会

○日 時 平成15年12月18日(木) 午後3時00分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2階第1会議室

○出席委員(8名)

委員長	浅田 清喜	尾西市議会議員	副委員長	吉田 勇吉	一宮市議会議員
委員	日比野友治	木曾川町議会議員	委員	友定 良枝	一宮市学識経験者
〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者	〃	青木 隆子	尾西市学識経験者
〃	不破 孝彦	木曾川町学識経験者	〃	松村真早美	木曾川町学識経験者

○欠席委員(1名)

委員 栃倉 勲 一宮市学識経験者

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議厚生第 5号 高齢者福祉事業について

協議厚生第10号 保育事業について

協議厚生第11号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議厚生第12号 障害者福祉事業について

協議厚生第13号 その他福祉事業について

協議厚生第14号 病院事業について

協議厚生第15号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議厚生第16号 補助金、交付金等の取扱いについて

(2) 提案事項

協議厚生第17号 公共的団体等の取扱いについて

3. その他

・厚生小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 5 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 厚生小委員会」を開催いたします。

本日の会議に当たりまして、3号委員の栃倉委員さんから欠席のご連絡をいただいているところでございます。

従いまして、本日の出席状況は、委員総数 9 名のうちご出席が 8 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは浅田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○浅田 清喜委員長

大変ご苦勞さまでございます。お集まりにくい時間にご参加をいただきましたことを厚くお礼を申し述べさせていただきたいと存じております。

本日のご相談をいたします項目は、かなり数多くございますので、長時間にわたることをお許しいただきますことと、もう 1 点は、12月25日に合併協議会が開催を予定されておられますので、そこに本日の調整項目、できましたらご了承をいただいて、そちらの方にお諮りをしていきたいと考えておりますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、本日の議題、協議第 5 号、高齢者福祉事業につきましてを議題とさせていただきます。

資料の 1 ページをお開きください。

3 回にわたります小委員会において提案され、各市町へお持ち帰りになられたかと思いますが、検討結果、ご意見、質問等がございましたら、お聞かせをいただきたいと思いますっております。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

8 番の軽度生活援助事業、ページ数で言うと 5 番なのですが、その中で社会福祉協議会だけに任せるという一宮市の事業の調整方針になっていきますけど、シンポジウムとかで青い紙とかいただいて、結構「協働」という部分を書いてあるのですが、社会福祉協議会だけに任せるということは、住民と行政の協働の点ではどのようにお考えなのか、担当部局の方にお聞きしたいのですが、お願いします。

○浅田 清喜委員長

どなたか、事務局、お答えいただけますか。

はい、どうぞ。

○伴 安幸介護副分科会長

失礼いたします。一宮市高年福祉課の伴でございます。

軽度生活援助事業で、一宮市に合わせる。一宮市は今現在、社会福祉協議会だけに委託

をしているという形でございます。

今のご質問でございますけども、一宮でも社会福祉協議会のみならず、今後シルバー人材センターなども視野に入れてという検討をしているところでございますので、合併後におきましても、社会福祉協議会だけでやるということは、時の状況によりまして考えなければならないと今現在考えておるところでございます。

○浅田 清喜委員長

ようございますか。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

ということは、この調整方針のところ、合併時に一宮市の事業に合わせると書いてあるんですけど、それに何か文章化というか、何かの文字をつくって、この案が成立するということですよ。

○浅田 清喜委員長

どうぞ、お答えをお願いします。

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

この軽度生活援助事業でございますが、一宮市は今、担当の方が申しあげましたように、社会福祉協議会の方に委託してやっていると。合併後、今、木曾川町さんがやってみえるNPO、シルバー人材センター等々の委託先も考慮に入れるというふうに申しあげました。これについては、まだ今現時点で合併後のその体制が固まっていない状況でありますので、合併後、その件は検討させていただいて、研究させていただいて実施していくといったことをご理解を賜りたいと思います。

ですから、今の時点ではこの調整方針は合併時に一宮市の事業に合わせるといったことで、ご理解賜りたいと考えております。

○浅田 清喜委員長

どうでしょう。ようございますか。

ありましたらどうぞ。

○松村 真早美委員

私ちょっとこの辺をシルバーの方からお話を聞いたのですが、やはりシルバーに入ってみえる方で健康な方が軽度な方を助けたり、そういうことで自分たち自身の介護の予防にもなったりしていることがかなりあるようなので、シルバーの方にもう少しそういう場を与えていただく形の方で検討していただけたらと思います。お願いします。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○浅田 清喜委員長

ようございますか。

ほかに。

はい、どうぞ。

**○不破 孝彦委員**

22番の基幹型在宅介護支援センターについて、この調整方針でいきますと、合併時に木曾川町の事業に合わせると。設置場所については、合併時まで調整するという事なのですが、私が思うには、やっぱり保健センターに設置場所を設けるのが住民にとって一番利便性の高いものになるのではないかなと思うわけなんですけれども、事務局の方のお考えはどうでしょうか。

**○浅田 清喜委員長**

どうですか。お答えを。保健センターの方にもっていったらどうだということですけども。

はい、どうぞ。

**○伴 安幸介護副分科会長**

場所につきましては、保健センターというご意見でございますが、今保健センター、一宮の保健センターになるのか、ちょっとそこら辺も私ども掴みかねておりますが、その辺を考慮に入れながら調整を図ってまいりたいと思いますし、ご意見の趣旨はよく理解いたしましたので、その立地も含めまして調整をさせていただきたいと思っております。

**○浅田 清喜委員長**

このことにつきましては、今ご質問なり答弁がございましたように、調整をされる段階の中できちっとした指針をまたお出しただいて、円満に運営ができますようお願いだけはしておきたいと思えます。

ほかに、ようございますか。

このことにつきましては、もう3回ご議論をいただきましたので。

ほかにご意見等もないようでございますから、協議第5号の調整方針につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○浅田 清喜委員長**

ありがとうございました。

異議なしと認め、協議事項第5号は原案のとおり了承されました。

続きまして、協議事項第10号、保育事業につきまして議題とさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

前回の小委員会において事務局より修正案のお示しをするということでございましたので、事務局の方から修正案のお示しをいただいた後、皆様方からのご意見を賜りたいと思っております。

事務局、どうぞ。

**○伊神 正文事務局課長**

先般お送りいたしました協議附属資料23-13の保育事業をお開きいただきたいと思います。

1 ページは現在の状況でございますので、2 ページ以降でその木曾川町さんの段階課税といえますか、これをご説明申し上げたいと思います。

まず、2 ページをお願いいたします。

どこか例示でご説明したいと思いますので、申し訳ありません、1 万7,000円以上5 万円未満のD 4 のところを見ていただけますでしょうか。

D 4、8 と6 とあって、2 万3,800円という数字が並んでいるかと思えます。これが一宮市の階層のD 4 の金額2 万3,800円ということでございます。先回も先々回の方もご説明申し上げました一宮市とそれから木曾川町が階層が違っている、19階層と14階層と違っていると。それをご説明いたしました方法によって、木曾川町を一宮市に合わせ19階層にした場合、その1 個右隣ですね、1 万5,400円という数字が出てくるわけでありまして。その2 万3,800円と1 万5,400円の差が黒地に塗りました8,400円の差が出てまいっているわけでありまして。

この2 ページというのは前回提案させていただいたものでございますので、この8,400円を2 で割って、4,200円になりますが、1 万5,400円にその4,200円を足して出た計算上は1 万9,600円になるわけでございますが、1,000円単位に、あるいは500円単位に整えるということで、1 万9,800円、これを17年度、初年度の木曾川町の保育料とさせていただきます、あと18、19ということで、それぞれ少しずつ上げさせていただいて、20年度に一宮市と同様2 万3,800円にするといった調整方針でございました。

恐れ入りますが、5 ページをお開きいただけますでしょうか。

先ほど同様D 4 のところを見ていただきますと、一宮市2 万3,800円、それから、算定額②と書きましてところで1 万5,400円という数字が出ております。その差8,400円。ここまでは一緒でございます。先ほどは今度は8,400円を2 で割って、半分の4,200円を1 万5,400円に足してとご説明申し上げましたが、この差のマイナス8,400円を4 で割りまして、この差を各年度にプラスしていくというふうにご理解を賜りたいと思います。1 万5,400円に8,400円を4 で割った2,100円を足して1 万7,500円、また、18年については、やはり2,100円足して1 万9,600円といった感じで、最終的に20年度に一宮市と同じになるといった調整方法をさせていただきました。

あと、今モデルでD 4 のところを説明申し上げましたが、あとのほかの3 歳児、4 歳児以上、あるいはほかの階層も同様の考え方で調整がなされておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○浅田 清喜委員長

ただいま事務局が説明されましたのは、前回は1 万3,800円という段階で急激に一宮市に近づけるという修正案では、ちょっと木曾川町の方では無理ではないか、もう少し修正案をよく考えようと言われてまして、今回出されましたのが、1 万7,500円に緩やかにということについての説明がございましたが、委員の皆さん、どうでございましょうか。

はい、どうぞ。

○日比野 友治委員

前回私がお願いした件ですけど、早速調整をしていただきまして、これならば多少痛みも和らぐのではないかなという判断をしておりますので、結構だと思います。

○浅田 清喜委員長

一番、木曾川町さんの方が懸念されておりました。木曾川町の方も、緩やかにこういう形なら、納得できないかもしれないけど、納得をしようという温かいお心遣いではないでしょうか。

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

私、1つ、事務局の方にお問い合わせがあるのですが、確かに値上げに関しては本当に致し方がないということがわかるのですが、住民の方にとっては本当に現実にかかってくるお金ですので、こういう調整案にさせていただいて本当にありがたく思います。これから説明会をなんかをされるときに、住民の方にすごくわかりやすいように、例えば今まで税金で大分賄っていたということを住民の方はわからないと思いますので、そういうことを提示してわかりやすく説明していただけたらと思います。お願いします。

○浅田 清喜委員長

いいご意見でございましたので、事務局の方、何かありますか、

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

今、委員さん、おっしゃったとおりでございまして、木曾川町の住民説明会に関しましては、今おっしゃったご趣旨、よくよく住民の方に伝わるようご説明してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

これは当事者の方からいいご意見をいただきましたので、説明をされる方もきちっと町民の方にご説明をいただくということで、協議第10号の調整方針につきましては、原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

温かいお認めをいただきましたことにより、協議第10号につきましては、原案どおり承認することに決しました。

続きまして、協議事項第11号、国民健康保険事業の取扱いにつきましてを議題とさせていただきます。

資料の3ページ、資料3をお開きください。

前回、お持ち帰りいただきまして、検討していただきました結果の委員の皆様方のご報

告なりご意見を賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

**○友定 良枝委員**

保健事業のところなのですが、木曾川町も一宮市も尾西市もみんな4番に該当する、ちょっと書き方が違うのですが、その部分で、調整方針が合併時に一宮市の制度を基本とし、新たに制度を統一するものとなっているのですが、もちろん国民健康保険の台所が苦しいことは承知しておりますけど、このところはもう1回どういうふうに統一されたのか教えていただきたいんですけど。

**○浅田 清喜委員長**

どこから答弁いただけますか。

はい、どうぞ。

**○棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長**

失礼します。一宮市の保険年金課の棚橋でございます。お願いします。

人間ドックの内容といたしますか、その実施についてのお尋ねだと思います。

各市町、対象年齢だとか、あるいは負担金の額が若干違います。そういうことで、一宮市では30代の方がやっておりますけども、各市町のそういった健診の目的に添いながら実施をしていこうと。

それから、対象医療機関でございますけども、一宮市ですと一定の医療機関、それから、尾西市さん、あるいは木曾川町さんの医療機関にも変動がございますので、その辺も調整が必要だということで、一宮市の制度を基本として、対象についても若干考える余地を残しながらということで、このような調整方針にさせていただいたわけでございます。よろしくをお願いします。

**○浅田 清喜委員長**

どうでしょう、この辺は。ご理解いただけますか。

**○友定 良枝委員**

ちょっと具体的に数字でまだ出てないのか、そのところを教えていただきたいのです。

**○浅田 清喜委員長**

数字が出てましたら、お願いします。

**○棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長**

まだ具体的には出ておりませんので。

**○浅田 清喜委員長**

これは一宮の制度に基本として合わせていくということは、木曾川町も尾西市もむしろ低下にはつながってこないというご理解のもとでの調整案ということで理解してもよろしいですか。

**○棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長**

失礼します。

40歳になられますと、老人保健法による健診とか、そういった事業もございます。そう



いった部分で、国保と重なっている部分もございますので、そういった意味で30代、一宮市、人間ドックやっておるわけですが、それを基本としてということでございますので、よろしくをお願いします。

**○浅田 清喜委員長**

これは一宮市の方から説明されましたように、40歳での成人健診は、2市1町全部でやってみて、一宮市は、30歳からやってみえる。国保との兼ね合いもございますのでというご答弁でございますけど、ご理解をしていただけますか。わからないことがあったら、またお尋ねください。

はい、どうぞ。

**○伊神 正文事務局課長**

この国保の保健事業は、一宮市の制度を基本としというのが、これを見ていただいたとおり、一宮市の制度がやはり手厚いといえますか、数多く事業をやっております。ですから、それをもって基本としということで、ただ、今、委員さんがおっしゃったように、人間ドック等、対象者、内容が若干違いますので、それは、申し訳ありません、もう少しお時間をちょうだいして、これから調整を図ってまいりたいということですので、よろしくお願いを申し上げます。

**○浅田 清喜委員長**

特に人間ドックなどにつきましては、予防医学につながってまいりますので、調整をされるときに少しでも予防医学の向上につながるような形での最終調整をひとつよろしくをお願いします。

このことについてございますか。

では、ご意見も出ささせていただきましたので、協議第11号の調整方針。

はい、どうぞ。

**○日比野 友治委員**

私、納期のことで若干お願いしたい面がございます。

といたしますのは、一宮市の制度に合わせると。8期にわたって徴収するということですが、今、国保税、ご存知のように滞納が非常に多いという、どこの市町も滞納には頭抱えてみえるのが現状ですので、木曾川町、それを見越して一応、前回介護保険の絡みで10期というふうに延ばした経緯がございますので、それで滞納が減ったかということはまだ数字的には表れておりませんが、いずれにしても、8期で収めるのと10期で納めるとでは、同じ金額を納めるにも、懐がゆとりを持って納められるみたいな気がいたしますので、この辺調整が、例えば8期のやつを10期という形にした方が、むしろ今の実情に合っているのではないかなというような意見でございますので、できたらその辺、事務局の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○浅田 清喜委員長**

事務局。

**○伊神 正文事務局課長**

納期につきましては、調整方針に一宮市の制度に合わせるといったことで掲げさせていただいております。これは一宮市と尾西市が同じで8期なのということですが、第6期のところが12月27日までと、これが2日ばかり長いということで一宮市ということですが、今、委員さんがおっしゃいました木曾川町の10期にならないかといったご意見でございます。

これに関しましては、担当の方でいろいろ国保に関してすべて協議したわけですが、すけれども、例えば電算上のシステム、あるいは納付書等々がやはりこの8期と10期では違ってまいります。数の多寡を言って大変申し訳ないのですが、一宮28万、国保の加入者の方は大体半分ぐらいでしょうか。28万と尾西が6万何ぼといったことで、数の話をすると本当に申し訳ないと思うのですが、やはり現在、一宮と尾西が8期なものですから、8期にさせていただいたという経緯がございます。

ただ、しかしながら、今、委員さんのおっしゃった国保が非常に高く、8よりも10で割れば1回の納付額が少なくて済む。これはもう本当に事実だと思います。ですから、とりあえず8期にさせていただいたといたしましても、担当の方で今後の納付具合と申しますか、納めていただく具合を見ながら、今の10期を頭から消すのではなく、少しやってみさせていだきまして、やはり10期の方が望ましいということならば、またこれも少し時間はかけさせていただくことになると思いますが、検討させていただいて、頭から10期はだめということではなく、これも視野に入れながら検討させていただくということは何とぞご理解を賜りたいと存じます。

#### ○浅田 清喜委員長

これは日比野委員さんのご質問も正しいと思いますし、当局の答弁も正しいと思うのですけどね。滞納が10期にしたらぐっと減ったと、こういうことになれば、当然10期にしなければいけませんでしょうし、10回も余計に払わないといけないかと思う人もまた出てくることもまた事実のようでございますので、今後このことにつきましては、本当に1期をふやすか減らすかということによって、どちらに転んでいくのか、この委員会の中で白黒つけにくいところがございますし、今事務局が答弁をいたしましたように、1回、いろいろな意味で試算をしていただいた中でどうするか。木曾川町さんが今度8回にしたら滞納がぐっと減ったと言え、もう8回のままの方がよりよいものでございますので、ちょっと成り行きを教えてくださいませんか。電算のこともあると言っておりますので。ようございますか。やられた後で、よく精査をしてもらって、やはりこれは10期の方がいいということでしたら、合併してからでも、こういうものというのは臨機応変に対応していただける、そう難しい話ではなからうと思っておりますので。それでようございますか。

#### ○日比野 友治委員

了解いたしました。

#### ○浅田 清喜委員長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○不破 孝彦委員

賦課方式ということで、国民健康保険税、税金のことにに関して、今滞納の話が出ましたが、資産割廃止の理由を私なりに、収納率ですか、これをアップするために資産割を廃止されるのかなというふうなふうに理解しておるのですけれども、そこら辺はどうなのでしょうかね。

○浅田 清喜委員長

それはそれじゃないだろうと思いますが、事務局、これ資産割をなくす、一つの国が定めてます50、50というのを継承していくためのことをされていくのか、私たち議員はわかりますけど、なかなか一般の方はわかりませんから、わかるようにご説明をお願いします。

○山口 善司幹事長

まず、なぜ資産割を廃止したかということでございます。

ご承知のように、国民健康保険税は医療費を賄うために皆さんからいただいておりますね。そういう中で、最近特に高齢者の方、年金生活者の方ですね、こういう方はこの辺の地方でいけばかなりの方が、戸建てというのですか、資産持ってみえて、収入は年金だけだということで、こういう方がますます今後増えていくだろうと。そういう中で、この負担感というのですか、資産割がかかることによって、収入がないにもかかわらず国保税が高い。そういうものを一つは解消したい。それによりまして、結果的に納税もしやすくなるのではないかという。

それは結果としてございまして、基本的な考え方は、これからの高齢社会を見据えて、そういう年金収入で生活するような方にとって利用しやすいと申しますか、納付しやすい税体系を構築したらどうかという中で、資産割を廃止ということで、従いまして、資産割の廃止した分が、当然その分は所得割、それから均等平等割、トータルの額は、いただく税額が決まってくるわけでございますので、当然そちらの方が多少高くなってくる。

あわせて、先回も申し上げましたように、応能応益割合、応能と申しますのは、今までいけば、現行の制度でいけば、所得、それから資産ですね、これが応能割。応益割といいますのが、平等割と均等割。これを概ね50対50にしますと、一定の所得以下の方につきましては、法定減免率が現在6割4割が7割5割2割ということで、減免対象者も増えてくるということで、税も結果として、現行よりも一定所得以下の方につきましては、尾西市さんも木曾川町さんも保険税としては低くなるというような考え方を持ちまして、今回こういう提案をさせていただいたということでございます。

○浅田 清喜委員長

これは助役さんも言われましたように、市街化区域で40坪持っておりましたら、固定資産税が高うございますと、かなりの国保税の額が、今言われましたように、高齢化に対応しているということでございますので、このことにつきましては、納得はいただけるだろうと思っておりますが、ようございますか。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

納得するとかそういう話じゃなくて、これからは本当に老人がどんどん増えてきます。という、そのやり方ですと、本当に働いている人の税負担が、その言い方だと多くなるはずなのですよね。ちょっとそこが質問なのです。

○浅田 清喜委員長

助役さん、どうぞ。

○山口 善司幹事長

まず、基本的な考え方ですね、前回一定のモデルで保険料を示させていただきました。

もう1点、国保の基本的な考え方を申しますと、限度額があるわけですね。一宮市は52万円、医療分につきましては。尾西、木曾川町さんが53万円。これは法律で決まってくるわけでごさいます、一宮市の場合は52万に現在なっているのですけれども、一定所得以上になりますと、もう53万円で、あるいは一宮市ですと52万で頭打ちになってしまうわけですね。こういう制度もごさいますから、そういう中で見直しをしますと、やはり所得が今回の見直し案の中でいきますと、細かい数字は別にして、概ね所得が300万以上の方は高くなる。それ以下の方は基本的には下がる。

それから、もう1点、あとは資産ですね。現在資産の状況によってこれは変わってくるわけでごさいますけれども、大ざっぱにいきますと、大体今言ったような考え方になってくるのではないかと。あとは国保の世帯の数は、この辺も多少増減が変わってくるわけですが、基本的に低所得の方は大体ほとんどが現行よりも保険料が下がる。そういう中で、一定以上の方が、やはりトータルの中で数字を合わせる必要がごさいますので、保険税としてはそんな体系になるということでごさいます。

○浅田 清喜委員長

ご理解いただけたでしょうか。ようございますか。

ご意見はごさいましたけれども、少しずつまた後ほどご研究をいただきたいと思いますっております。

調整方針につきましては、原案のとおり承認させていただきましてもご異議ごさいませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅田 清喜委員長

よろしく願いをいたします。

協議事項第11号は原案のとおり承認をさせていただきました。

続きまして、協議事項第12号、障害者福祉事業につきまして議題とさせていただきます。

資料の4ページ、資料4をお開きください。

お持ち帰りいただきまして、ご検討いただいておりますので、皆様方のご意見を賜りたいと思っております。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

母子通園施設の3ページなのですが、前回の委員会の説明で、一宮市も事業所の支援

費制度の指定事業所に移行すると聞いたのですが、それについてはまた予算額も変わってくるかと思うのですが、本当に一宮市が約900万近く、尾西市が3,000万で、木曾川町が1,000万の予算、定員は20人ぐらいでそれほど変わらないのですが、お金をかけたからそこが絶対いいとか、そういうことは言えないと思うのですが、この金額の違いを教えてください。

それと、例えば今度合併しますと、一宮市だと週3日の10時から3時、あとのところは9時から4時の、休園日をもっと少ないものですから、例えば一宮市の方が遠くてもいいから我が子を少しでもいい環境に置きたいから、木曾川町のところに入れたいとか、きっとそういう話も出てくるのではないかと思うのですが、そういうことも可能ですか。

**○浅田 清喜委員長**

どなたか。

はい、どうぞ。ご説明をお願いします。

**○河村 正夫福祉分科会長**

一宮市の福祉課の河村でございます。

母子通園のお話でございますが、今は週5日、時間は先ほどおっしゃったとおり、一宮市が短いのですが、支援費制度という形になりますと、その指定を受けるためには、日にちも延ばさなきゃいけない、時間も延ばさなければいけないという形で、最終的に支援費制度に移行する場合には、木曾川町、尾西市と遜色ない形の時間数になってくるかと思えます。そういう形になりますので、あえて尾西市、木曾川町のところへ行かなくてもいいかと思えますが、当然エリアがなくなれば、そういう行政区という区割りがなくなれば、通うことは可能だと思えます。

それと、今、額のお話が出ましたが、予算につきましては、一宮市の場合は時間数が少ないということと、民間に委託してその臨時職員というような形で出している方が多いということで、こういう形が出ているということでございます。

以上でございます

**○浅田 清喜委員長**

何かあったら、ほかに。

はい、どうぞ。

**○友定 良枝委員**

私、見に行ったことないのですが、例えば尾西市が3,000万、木曾川町が1,000万なのですが、それぞれどのように違うか教えてくださいなのですが、実態は一緒なのでしょうか。

**○浅田 清喜委員長**

今、一宮からご説明いただきましたから、尾西か木曾川かどう違うかと言われますと、充実度がどう違うのかをどなたか説明をお願いしますか。

はい、どうぞ。

**○横山 大作福祉副分科会長**

尾西市の横山と申します。

ほとんどが職員の保育士の人件費が主に占めております。

以上でございます

○浅田 清喜委員長

木曾川町も人件費が主だということでしょうか。

はい、どうぞ。

○横山 大作福祉副分科会長

そのとおりですけど、6人の人件費が主なものでございます。

○浅田 清喜委員長

彼女ちょっと、説明してください。また橋渡しは、わかりません。

どうぞ。

○白木 紀美子尾西市市民福祉部児童課長補佐

尾西市の児童課の白木と言いますが、母子通園の中では法律ということがありまして、正規の職員4人で運営しております。その内容としましては、園長代理1名、主任保育士が1名、そして、保育士が2名ということになります。これに加えまして、この場合の予算の計上の中では週に2回、月に8回なのですけれど、言語聴覚士さんもお願ひしておりますので、これらが母子通園にかかわる費用の主なものです。そんな内容でございます。

○浅田 清喜委員長

ご理解いただけますか、このことにつきまして。

○友定 良枝委員

例えば3,000万と1,000万で、素人目からはすごく違うのですけど、人件費だけでそんなに変わるものなのかなと。

○浅田 清喜委員長

これ木曾川町では、何名なのかということ、すみません、説明お願いします。

はい、どうぞ。

○葛谷 和久木曾川町民生部福祉環境課長

恐れ入ります。木曾川町でございます。

職員の数、これ園長、町長が兼任してございますが、その以下、園長代理、主任保育士、保育士2名のうち、正規と臨時職員、ですから4名でございますけれども、1名、臨時職でやっております。人件費につきましては、1,053万3,000円というところでやらせていただいておりますし、目的に関しましては、母親さんと障害児さんの出会いの場を与えるところで、日常生活に普通に必要な習慣を養っていただく場として活用させていただいております。よろしくどうぞお願いいたします。

○浅田 清喜委員長

目的は一緒でございますけれども、尾西市では高い給料もらう人がここに4人いるということ。

これは一宮市さんがよくなるという制度に変えていただけるということで、ようござい

ますね。

どうぞ。

**○青木 隆子委員**

今のことで、障害者福祉の全般なのですけれども、これはこの場でお願いすることではひょっとしたらないのかもしれないのですが、いろいろな手続等が2市1町の市役所なりでされていると思うのですけれども、これが合併によって分庁方式とはされていますけれども、どの分野がそれぞれの市町に残されるかというところまでは、まだ決まってはなと思います。お願いとして、やはりいろいろな手続を、住民票ぐらいで終わってしまうのではなくて、近いところで手続ができるようお願いしていただけないかなというふうに思います。

**○浅田 清喜委員長**

このことについて。

はい、どうぞ。

**○伊神 正文事務局課長**

確かに今、青木委員さんおっしゃったとおり、今回の2市1町の合併の事務所の位置といたしましては、分庁方式をとらせていただくということで、正式には一宮市の事務所の本町二丁目5番6号ということでございますが、尾西庁舎、木曾川庁舎もそれぞれ使わせていただくと。分庁でございますので、今おっしゃったように、どこの部署がいくというのはまだ今最終決定はしてございませんけども、木曾川町にある部署がいて、尾西市にもある部署、建設部なり教育委員会が行くことになるのかなと考えておりますが、そのほかに住民の方にこの合併によっていわゆる日常のサービスの低下ということがあってはならないということでございますので、それぞれの尾西庁舎、木曾川庁舎にどんな窓口部門を置いたらいいのか、現在、鋭意担当の方で詰めているところであります。

一宮には10の出張所がございます。10の出張所でかなりの業務は担っておりますけれども、やはり新たに前、市であった、町であったところを一宮の出張所の規模ではやっぱり少しいかならうということで、少し窓口を一宮出張所よりも拡大して設けようということで調整をしているところであります。

今おっしゃったように、例えば介護保険であり、例えば障害者の方の申請とかいったことは、それぞれの旧の庁舎でできるよう、鋭意努力いたしておりますので、もうしばらくお時間を頂戴させていただきまして、またそれに関しましては、総務文教小委員会の方になるかと思いますが、そちらの方でまた提案を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○浅田 清喜委員長**

この手続等につきましては、一つのエリアになりますから、わざわざ一宮の本庁まで行かなくても手続等については全部やれるように、当然なって当たり前です。障害福祉だけは悪いけど、木曾川から分庁舎へ行かないと手続もとれませんよ、なんていうことにはならないと思いますよね。全部網羅をされてきますから、そのことは余り心配はしていない

のですけど。

ようございますか。

はい、どうぞ。

#### ○日比野 友治委員

2 ページの障害者手当給付事業に関してですね、これは先般の説明ですと、2 年間現行を維持して、その後、一宮市に統一するような説明、尾西ですか、尾西市に統一するような、一宮も尾西もほとんどこれ同じですので、それに関しますと、木曾川町の月額今まで7,000円を支給していたのが、一発で2,000円まで下がるということになると思いますが、ご存知のように、木曾川町は一応福祉に相当力を入れておりまして、私どもも福祉に関しては胸を張って、よくやっているという状況にありますので、できたら現状を維持するのは非常に難しいかもしれませんが、やっぱり一番社会の弱者ですので、この部分は、できたらもう少し金額面で目ひらいてほしいなという感じでとらえております。予算的にどの程度になるか、まだ計算しておりませんが、感覚として半分以下になるという、非常に辛いものがあると思いますので、その辺、事務局の考え方をお聞きしたいと思います。

#### ○浅田 清喜委員長

いかがでしょうか。

どうぞ。

#### ○伊神 正文事務局課長

この障害者福祉の前にお配りいたしました附属資料の11ページ、12ページのところに、障害者手当の状況と調整方針を掲げさせていただいております。

今、日比野委員さんがおっしゃったとおり、2 年間は現状の障害者手当を給付させていただきわけですが、その後、一番右に書いてありますように、調整方針案に一応変えさせていただきたいというものでございます。確かに7,000円から2,000円へのダウンでございますので、身体1・2級あるいは知的の療育のA判定の方に関しては、かなり額として申し訳ないことになるというのは事実でございます。

これに関しまして、今、額についてはこのようにさせていただいておりますが、例えばこの障害者の事業の中で、この資料の8ページでございますが、19の寝具洗濯乾燥事業、あるいは、前へ戻りますが、5ページの10の身体障害者健康診査事業、あるいはその他の福祉事業の方になりますが、こちらの方で、例えば3ページの5の精神障害者医療費助成事業等で、一宮市の場合は、木曾川町さんでやっておみえになる入院の負担金を出させていただいているといったことで、この障害者手当が減額されることの補てんは、すべて補てんにはならないかと思っておりますけれども、こういったケアもさせていただいておるところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

因みに、今の7,000円を2市1町に全域に広げるとすれば、単年度で2億7,000万余のプラスということになってまいりますので、財政運営上も、少しこれは耐え得るべき限度を超えていると考えておりますので、できますならば現行のままお認めをいただけたらと考えております。



○日比野 友治委員

私ども木曾川町が特別委員会を設けておりまして、その中で一番、この厚生小委員会の報告の中で問題になりましたのは、この部分でありまして、木曾川町のいい制度がどんどんなくなっていくという危機感を、本当に危惧は持っておりますので、できるならばその辺のすり合わせをお願いしたいなという気持ちは私は持っております。

ただ、今言われたように、2億7,000万も負担を強いられるという形を、若干すり合わせでももう少し小幅にできないかというような感覚は持っておりますので、できればこの件に関しては、せっかくの制度ですので、木曾川町としては維持したいという思いが非常に強い面がございますので、再考願えたらなという考えを持っております。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○吉田 勇吉副委員長

今、日比野委員さんのとらえ方はちょっと意味が違うものではないかなと思うのですがね。例えばその2億7,000万というのは、木曾川町の1人当たり7,000円の補助金にした場合、2市1町でかかる負担は、増額が2億7,000万ということですので、もし木曾川町に合わせるということになると、新たにそれだけの財源を確保しなくてはならんと。大変厳しい財政事情の中では、なかなか難しい問題になろうかと思えます。

それから課長にお尋ねしますが、例えば36万規模の都市から見ますと、この障害者福祉手当は一宮は2,000円ですが、他都市の動向というのは、例えば30万人口で、もしわかれば教えてほしいと思えますが。これは一宮だけが特別安いのか、木曾川町だけがちょっとこれは突出をしていると思えますけど、3倍以上でありますのでね。2,000円と7,000円ですのでね。他都市の動向をちょっと一遍参考にしたいと思えますが、どうでしょうか。

○浅田 清喜委員長

では、4時まで休憩をいたしますので、ここでお願いをいたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

○浅田 清喜委員長

時間になりましたので、休憩を解きまして、会議を開きます。

先ほど日比野委員さんの方から36万都市相当の資料があったら、お出しをして説明するようにとおっしゃりまして、事務局どうですか。

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

大変申し訳ありません。本日その資料を持ち合わせておりませんので、今お答えしかねますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○浅田 清喜委員長

これは委員長としても、これだけ差があるということにつきましては、木曾川町さんの

ご意見がごもっともだろうと思っておりますが、一宮の助役さん、どのようなお考えをお持ちでしょうか。お聞かせをいただけませんか。

**○山口 善司幹事長**

非常に大きい問題でございます。今、他の類似団体と申しますか、人口30万人規模の団体につきましての資料を持ち合わせないということでもございました。

いずれにいたしましても、2年間は不均一ということで、現行のままということもございます。従いまして、その間にやはり基本的には類似団体と申しますか、大体それと同じようなレベルは考えていかなければならないんじゃないかと、そんな考え方を持ちまして進んでいくと申しますか、その中で各団体等を調査しながら考えてまいるといって、よろしくお願いをいたしたいと思っておりますけれども。

**○浅田 清喜委員長**

委員さんにお伺いをいたしますが、今、日比野委員さんのお尋ねは、7,000円と2,000円の差が、これは各種いろいろございます。一宮、尾西がすぐれている部分もございませぬ。このことについて、特別委員会でもかなりの議論がされた。今、助役さんが言われるのは、2年間、合併するまで現行のままでございますが、その後、合併をしたときには30万人以上の都市の基準を見て、そこに合わせていくという取り方を委員長としてはいたしましたが、木曾川町さんにおかれましては、今、一宮の助役さんのこのご答弁にどうお思いでございませぬでしょうか。

**○日比野 友治委員**

今、委員長の方からそういうようなご説明がございました。私はこれで結構だと思います。一応同一の35万にふさわしい2市1町の障害者に対する手厚い保護をされるというような考えを持ってみえますので、それはそれで福祉の後退にはならないと思っておりますので、それで結構かと思っております。

**○浅田 清喜委員長**

これは一宮の助役さんばかりじゃございませぬ。尾西の助役さん、木曾川の助役さんも含めて、このことについてのすり合わせをしてみえます事務局も含めて、今私が申し上げましたように、合併時には類似団体の基準におおよそ合わせていくだけの努力をしていくということでも異議ございませぬか。

はい、どうぞ、助役さん。

**○山口 善司幹事長**

おっしゃる通りでございます。合併後2年間は現状のまま、旧木曾川町の障害者の方は7,000円ということでもございます。ですから、結果としては3年目からということになるということでもございますので、よろしくお願いをいたします。

**○浅田 清喜委員長**

恐縮でございます。ここに書いてあります。合併2年間は今までどおりでいくよと。その後につきまして、合併時にはそれを打ち出されなければなりませんから、合併をするときには2年先のことを明文化しなくてははいけませんので、そのことはできますね。

ここには、2年後に一宮市に合わせると言っておりますが、2年過ぎた段階では、類似団体と同じような、金額は幾らになるのか、3,000円になるのか4,000円になるのかわかりません。それはまた当然どこかの場でお示しをされると思いますが、そういう取り方をさせていただいてもよろしいですか。

どうぞ。

**○伊神 正文事務局課長**

今、一宮の助役の方からお答えさせていただきました新たな調整の方針でございますが、現在の表記のままの調整方針ですと、今決まったことが読みとれませんので、申し訳ありません、この障害者福祉事業につきましては、ご決定は少し後に延ばさせていただきます、その間にこの調整方針の文言表記を私ども事務局で少し練りまして、また後で発表させていただきますから、これのご決定は少し後、本日でございますけれども、後に延ばさせていただくということでもよろしくお願い申し上げたいと思います。

**○浅田 清喜委員長**

では、障害福祉につきましては、ここでとりあえず保留とさせていただきます。ほかのことを進めておる段階で、事務局は皆様方のご納得いただけるような文言に書きかえまして、後ほどまたご審議をいただくということにさせていただきますも、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○浅田 清喜委員長**

そんなことでよろしく願いをいたします。

障害福祉につきましては、保留とさせていただきます。

続きまして、協議事項第13号、その他の福祉事業につきましてを議題をさせていただきます。

資料の5ページ、資料5をお開きください。

お持ち帰りをいただいておりますので、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

はい、どうぞ。

**○青木 隆子委員**

1番の民生委員児童委員のところで、調整方針が、合併時に一宮市の事業に合わせるとなっているのですけれども、詳しい内容というのか、先回のときには地域部会、4番の専門部会のところの2番、地域部会についてはお伺いしてお答えいただいたのですけれども、尾西市の場合、民生委員連絡会というのがあるのですけど、3の会のところ。毎月開かれていて、民生委員の活動について、その連絡会で話し合いをして、そこで決まったことを全体の場へもっていくという形なのです。一宮市さんの場合も連絡協議会も同じような内容なのかお聞きしたいです。

それと、この一宮市の事業に合わせるということは、どの部分を合わせるということがちょっとわからないので、一宮市さんは連区ですけれども、尾西は連区はないわけなのですけど、その辺をどのように考えていらっしゃる、一宮市の事業に合わせるというよう

に調整方針に上がってきているのか。ほかの団体、今までいろいろ、総務文教の方でも出てきたところでも、合併時に合わせるではなくて、合併後、調整であるとか、そういう文言であるのがほとんどなのですけれども、民生委員に関して、どうして、一宮市の事業に合わせるとなっているのかなという疑問ですよ。

民生委員には、それぞれの市町に連絡会長がいらっしゃるのですけれども、連絡会長さんもこの調整のときには出ていらっしゃらないということで、行政の方が相談されてこういう形になっているようです。だから、尾西市や木曾川町のそれぞれの民生委員の会長さんのお考えも全く入っていないのですけれども、どの部分を一宮市の事業に合わせるというふうにお考えかということをお聞きします。

それと、今日後から出てきますけど、公共的団体等の取り扱いのところにも民生委員が一番上に出てきているのですけれども、ここになると、調整方針が公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、ずっとこうなっているのです。ここでは一宮市の事業に合わせるではなくて、もとの方はこちらなのですけれども、この違いが、この一宮市の事業に合わせるという点はどの点をおっしゃっているのか。連区の問題が決まっていない段階で、これでいいですとは、なかなか地元に戻って民生委員さん方にお伝えしにくいのですけれども、お願いします。

#### ○浅田 清喜委員長

どなたに。

はい、どうぞ。

#### ○河村 正夫福祉分科会長

まず、最初にご質問ございました年4回、尾西市さんは毎月1回ということでございますけれども、私どもは16連区という連区がございます。その16連区につきまして、それぞれ各連区の代表者の方、会長という方がみえます。その方が一堂にまず集まっておきまして、会長さん16人による会議を開いて、そこでどんなことについて各地区で話し合ったとか、そういったことをまず行います。その後、続いて、各16連区へその16人さんが戻っていただいて、それぞれの連区の会長さんがその地区全員の方を集めていただいて、地区の民生委員協議会というのを行います。そういった形で地区それぞれで計16人みえるということで、年4回、これは行っているということで、その辺が尾西市さんとちょっと形が違うというものでございます。何分人数が334人と多い形ですので、各地に分けないときめ細かな協議ができないという形で、そうなっているということでございます。

それで、内容的に一宮市の事業に合わせるという形で調整方針がなっているということにつきましては、こういった今言いました、当然木曾川さん、尾西市さんが加われば、そこに単純に足しただけでも470人ぐらいですか、60人ぐらいですか、そのぐらいの定数になる、いうことになれば、当然今のような形での、まず地区、その地区は尾西市さんがこの4という地区はどういう地区かちょっとわからないのですけれども、それぞれがやっぱり地区の代表の方がみえるのかなとは思うのですけれども、そういった形で進めていかないと、やはりできないのではないかと、組織が上がれば。ということで、そういった意味

で合併時にこの一宮市の構成といいますか、進め方も合わせるということでお話ししてなっておるといふこと。

それと、専門部会につきましても、今の4つ、こういった組織構成にして、先般のときに一宮市と尾西市さんの場合は専門部会へ入ってという、92名の方ですか、ということですが、今申したように、私どもの場合、334名を4つに分けても80ぐらいになるということ、それはもうかなわないということ、こういった形でも一宮市の事業に合わせるという形をお願いしたいということでございます。

それと、今、公共的団体ですか、こういうところではまた違う形の方針が出ているのではないかとございまして、それについては、伊神の方でお答えさせていただきますので、お願いいたします。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

公共的団体等の取り扱いの文書、これはまた後ほど新たに私の方からご提案申し上げる事項でございますが、確かにこの一番上に民生児童委員協議会あるいは尾西市の民生委員協議会といったものがありまして、その調整方針を見ますと、実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとして書かれております。この公共的団体等の扱いは、今回この厚生小委員会のみならず、すべての小委員会で提案申し上げているところでございますけれども、この調整方針というのは、いわゆる最大公約数とご理解をいただきたいと考えております。それぞれの団体の実情によって、このように合併後、統一するものもあれば、合併時に統一するものがあるといったことで、この中ですべての団体の今後の方針がすべてこの調整方針で明記されているわけではないとご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○浅田 清喜委員長

どうですか。

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

尾西市の場合、先ほども申しました連区というのがないのですけれども、その部分はどのようなふうにお考えですか。

○浅田 清喜委員長

これは連区の話になりますと、一事務局ではなかなか、これは新市なり合併協議会の中で。連区の考え方としては、それはなかなかここで。

伊神さん、どういうご説明していただけますか。

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

おっしゃったとおり、連区とそれから尾西市、木曾川の区というのは、これは総務文教小委員会のコミュニティのところで、これも時間をかけさせていただいて調整を図らせて

いただくとさせていただきます。

今、担当の方からこの民生・児童委員を合併時に一宮に合わせるといったことは、ここに掲げてございます尾西市の協議会数は4、それから木曽川町の1、これを一宮の16に対して4と1といったことで合算するといった説明かと思えます。

今、連区と区の違いが固まっていなかったことについては、おっしゃるとおりでございます。尾西市の町内会組織、一宮市の町内会組織の考え方がこの段階で関連してくるのならば、またこれはちょっと話は違ってくるのかなと。この区によって尾西市の民生・児童委員さんの体制が変わってくるとなれば、区の調整方針も少しそごが出てくるかと思えますが、今、担当の方、申しましたのは、この16、4、1、これを合併時に一宮市の事業に合わせるといったことで統合するといった考え方であろうかと思えます。

**○浅田 清喜委員長**

いかがですか、青木さん。

**○青木 隆子委員**

わかりました。

**○浅田 清喜委員長**

これ連区制の問題、区制の問題になったということになりますと、ここでは少し論議ができないのですよね。これは新市建設計画作成等小委員会でも、活発に木曽川の町長さんが連区制について非常に厳しいご意見を持ってみえて発言をしておみえでございますので、小委員会みたいところで連区制のことについてどうするかというのは、ちょっと論議ができないわけです。やはりそうすると木曽川町は一つの連区に当たるのかと、尾西市は幾つの連区に当たるのかということになりますと、小委員会の中でその論議というのはできないわけですが、この調整方針からいくと、一宮に合わせると言われますと、今一宮の担当の方の説明だと、木曽川は1つの連区で、尾西は4つの連区と、そういうとり方をしますと、ここでは論議をする場ではないし、恐れ多くてそこまではできないと思えます。新市建設計画作成等小委員会か合併協議会の中でこれは方針をお出しいただいて、論議をしていかないと、青木さんのご説明を納得するというのを、もし質問されましても、小委員会は連区制を認めてこの案でいいですよというわけには、ちょっといけないような気がするんですけど、どうですかね。

伊神さんがいつも答えてみえますけど、どなたかそういうことをお答えいただけますか。

**○山内 勝美副幹事長**

尾西市の助役でございます。

今、青木委員からのお尋ねのこの4名の尾西の代表の方は、尾西はたまたま尾西市を4つの地区に分けているということで、一宮市さんの場合はたまたま16に分かれる。それがたまたま連区と合同しているということなのですが、万が一合併した場合には、一宮の16人の代表の方、尾西の代表の4人の方、木曽川で言うと1人になるかもしれません。必ずしも尾西が4人の代表の方が行かれたら、尾西が4つの連区になるというふうには私どもは解釈をいたしておりませんし、仮に尾西が小学校単位ぐらいで連区をつくったとすると、

6、7になるわけです。そうなったときに、民生・児童委員がそれでは、今の4つをさらに分けるかという、そこも決まっておきませんので、万が一合併した場合には、民生・児童委員の方につきましては、今のうちの4つの地区の代表の方が、尾西の場合は同一の会合ができるかもしれませんが、400人云々になりますととてもできないということから、一宮の16のところへ尾西の代表の4人の方が行き、下部へおろすと。そういうような意味の調整だと思っております。

**○浅田 清喜委員長**

青木さんの方としては、そういう今の尾西市の助役のご答弁でございますが、木曾川町さんはどうですか。

純粹に考えますなら、連区制とかそういうことを考えなく、民生・児童委員がいかに活動をしやすいかという場で、一堂に会することがなかなか不可能だと。だから、たまたま便宜上、尾西は4つあるから、4つの会長さんなのか責任者なのかわかりませんが、出られますよと。たまたま木曾川町は1つの団体でございますから、そこから1人出られて、下部におろされてということになるのかなと、そういう割り切り方ならできますけど、青木さんのお考えはどのようなとり方をすればいいですか。

**○青木 隆子委員**

多分またほかの民生委員さんにお聞きすれば、これはどうなるのって。自分たちのことにかかわってくるので、すごく気にはされているのですよね。一体どうなるのって。でも、どうなるのの先を考える手段も何もないものですから、私がお伝えする内容しか。この資料も連絡会に私も出ますので、連絡会のところで皆さんにお見せしたのです。その方たちはこれを初めて見るものですから、調整方針というところになかなか目が行かなくて、これだけ一宮市、尾西市、木曾川町、出てくるの、一体どうなるのって、そのことばかりがすごく気にはされています。

それと、もし一緒になっても、今まで尾西市がしてきたいろんなことは続けたい部分もかなりあるというふうに、また言ってらっしゃいました。これを持って帰ってまた皆さんにお伝えするのに、どう伝えていいのかがちょっとわからないのですけれども。

**○浅田 清喜委員長**

民生・児童委員さんの仕事というものは、市町そうばらばらじゃないわけですよね。やってみえることは、全部同じようなことをやってみえるので、その会議の持ち方がどうあるべきかというところに今来ておるわけでしょう。

**○青木 隆子委員**

内容も全部は知りませんが、多少違うようです。尾西市の場合は、社会福祉協議会がしているボランティアの方の関係のお手伝いをしたりとか、法人募金はいただきに上がります。そういう形とか、していらっしゃることと、私たちがしていることのずれは、多分かなりあるようです。そういうふうに聞いています。

**○浅田 清喜委員長**

これは事務打ち合わせをされた方々での、今の青木委員さんの意見というのは、ちよっ

とすり合わせされたとき、ちゃんとお聞きしたと思っていますけど、どういふご判断をいただけますか。

それを言うなら、民生・児童委員のいいところは取り入れて残していくと。合併時に一宮に合わせると言いましても、今、福祉協議会の中でそういう共同募金を集めたり、小さいまちほど細かなことをやってみえると思うのですよね。それぞれそういうことをやっている。

○浅田 清喜委員長

助役。

○山口 善司幹事長

まず、民生・児童委員さんというのは、基本的な職務内容は各市町同じだと思います。ただし、一宮市の場合におきましても、16のそれぞれの各地区で活動内容が多少異なっております。それ以外のことも、基本的な事項ですね、例えば障害者あるいはそういう高齢者、こういう見守りだとか、そういういろんな基本的なことはすべて同じことで、当然これは全市共通でやっていただかなければなりません。

それ以外に、プラスアルファの部分については、各地区で多少取り組みが違っているわけですね。これはこれとして、やはりその地区の民生委員さんの話し合いの中で決めてやっていただいている事項でございますので、そこまでは拘束と申しますか、統一することではないと。基本的な事項は、これは必ず全市一斉にやるべきこと、同じ仕事ですね、本来やるべきこと、これは全民生委員さん、児童委員さんに共通項目として徹底してやっていただくということで、それ以外のことはやはり各地区の協議会の中で決めて活動していただくということで、理解をいたしておるところでありますけれども。

○浅田 清喜委員長

青木さん、それでいいですか。

合併をしても、独自性を持ってやっているものまで取り上げることはないでしょう。いいことを一宮はやってないが、他の市町はいいことをやってもやめろということにはならないと思うのですね。今、助役さんが言われましたように、国の基準として、これだけのことをやるということは、基準ですよ。その他いいことは、これは文化だと思っていますから、進めてもらってもいいんじゃないのでしょうか。

○青木 隆子委員

連絡会に出られるのは、それぞれの連区からの会長さんが1名ずつの16人で構成されているということですね。尾西の場合は、専門部会の会長も出ているものですから、ちょっとお聞きしました。ありがとうございます。

○浅田 清喜委員長

これは一宮に合わせるといふ、全部悪い方に合わせるということではないです。よりよいものをつくってもらふということでございますから、このことについては、今、助役さんが言われましたように、国の基準として民生・児童委員にこれだけのものはやってもらふといふのは、一宮だって木曾川だって尾西だって、事は一緒ですね。そのための



予算は全部取り入れてもらうというとり方をさせていただいて、一宮の担当さん、いいですね。どうですか。いいですか。

では、いろいろございましたが、このことにつきましては、いいものはやはり当然その地区地区で残してもらうと。だから、あの調整案につきましては、今後もご研究をいただくわけですが、民生・児童委員の職務、職責については2市1町同じでございますので、そのことについては統一をしていくというようなとり方をさせていただきまして、恐縮でございますが、協議事項第12号の調整方針につきましては、ただいま私が申し上げましたご意見を聞きながら、承認させていただきましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○浅田 清喜委員長**

お願いをいたします。ありがとうございました。

協議第13号は原案のとおり承認をさせていただきました。

続きまして、協議事項第14号、病院事業につきましてを議題とさせていただきます。

資料の6ページ、資料6をお開きください。

お持ち帰りをいただきましたので、ご意見を賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

**○日比野 友治委員**

極めて簡単な質問ですけれども、これは今例えば〇〇市立という形で提示されております。例えば一宮市立市民病院、これは例えば木曾川町になった場合に、一宮市立木曾川市民病院という形になりますもので、ちょっと何かごろ的におかしいのではないかというような、屋上屋を重ねるみたいな言い方になるのではないかというような表現もございましたので、この辺の決められました経緯をちょっと説明していただければ理解できると思いますので、説明をお願いしたいと思います。

**○浅田 清喜委員長**

では、事務局、お願いをいたします。

**○堀田 隆司病院分科会長**

一宮市民病院の管理課の堀田と申します。

ただいまのご指摘でございますが、例えば名古屋でございますと、名古屋市立緑市民病院でございますとか、城北市民病院でございますとかという、名古屋市立どこどこ病院と、東市民病院という形で、区名等、地名等を表記しているという例がございまして、議論させていただいた中で、これが一番すっきり着地するのではないかなということで、こういった形でご提案をさせていただきました。

**○浅田 清喜委員長**

ご理解いただきましたでしょうか。

病院につきましては、現行どおりずっと運営をしていくということですから、今言われましたように、少し、呼び名が長くなるということでご理解いただけますか。

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

とりあえず現行どおりですが、後々例えば診療科目を増やすとか、そういう検討方向というのは、現段階ではあるのでしょうか。

○浅田 清喜委員長

どうですか。診療科目なんかを増やしていくとかいう考え方についてのお考えをお願いいたします。

○堀田 隆司病院分科会長

ただいまのご質問でございますが、医療制度は国の方が矢継ぎ早に保健医療制度が改革されるというような中で、患者様の視点に立ちまして、公立病院がどうあるべきかということ議論しなければならないと考えておるわけですが、診療科目などにつきましても、尾張西部医療圏の中で、民間病院との機能の連携でございますとか、分担でございますとか、そういった視点に立ちまして、こういった科目を増やすべきだということがあれば、自治体の病院としてそういった動向に進むということになるかと思うのですが、また、いろいろ病院だけでとても考えられる問題でございますものですから、医師の派遣などにつきましては、大学の医局などの関連もございまして、市一丸となって、そういった医師等の招聘などもやっていくということになるかと考えております。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

ちょっと今お聞きしたのは、木曾川町に産婦人科と小児科、1軒ずつしかございませんので、実際子供に何かあったときは一宮の市民病院に行かなければならないとか、そういう現状がありますので、産婦人科や小児科をできれば近いところでという住民の方の意見、結構あるものですから、そういうことをちょっと心にとめていただいて考えていただけたらと思います。お願いします。

○浅田 清喜委員長

病院事業については、さまざまとり方もあろうかと思うのですよね。例えば尾西の市民病院も一宮も木曾川も今伊勢も皆同じことをやっていたら共倒れすると。専門専門で分野を移すことだって、将来は一緒になったときは、当然そういうことも網羅をしながら考えていかないと、病院経営というのは、いつも黒字になっている一宮市民病院、尾西市民病院は、ぐんと赤字になっていますから、やっぱりそういうことも、赤字が出たらいかんとは申しませんが、やはり専門分野、尾西市民病院は糖尿病の専門医だったので、糖尿病というのはなかなかはやらないのですよね。一宮は脳外科というとはやりますし、尾張病院は心臓と言うとはやるように、やはり専門分野も含めて、今後は合併をされたときに効率よく動かしてもらおうということが、安定した経営になるかと思っておりますので、それは当然事務局の方もお考えをいただいていると思いますから、よろしく願いいたします。

ようございますか。

はい、どうぞ。

○吉田 勇吉副委員長

先般私が業務課長にお尋ねした段階で、やはり患者さんの今2市1町の関係で、一宮市以外の患者さんはどれくらいの方がお見えになっておるか。やっぱり7、3の割合で今、尾西市さん、木曾川町さんの患者さんが一宮市民病院を利用されておると。これからもこれは変わらないだろうと思いますし、一宮市立市民病院もこれからも建て替えを第2、第3工事を進めてもらうように努力してまいりますけど、いずれにしても、医療だけは垣根も境界もありませんので、今までどおり市民の健康と命を守るために当局には精いっぱい努力していただくと、そういうことであります。

○浅田 清喜委員長

病院事業につきましては、ご意見も出ましたけれども、協議事項第14号の調整方針につきましては、原案のとおり了承してもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅田 清喜委員長

よろしく願いをいたします。

協議事項第14号は原案のとおり承認されました。

続きまして、大変恐縮でございます、ばたばたさせますが、協議事項第15号、使用料、手数料等の取扱いにつきましてを議題をさせていただきます。

資料の7ページ、資料7をお開きいただき、ご意見を賜りたいと存じております。

ここは、大体いいところばかりとって進めていこうということでございますから、そうご異存はないような気持ちであります。ご意見がありましたらお出しくださいませ。

ご意見ございませんか。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

○浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見もないようでありますので、協議事項第15号の調整方針につきましては、原案のとおり了承してもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

協議事項第15号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議事項第16号、補助金、交付金等の取扱いにつきましてを議題をさせていただきます。

資料の8ページ、資料8をお開きいただき、お持ち帰りをいただいておりますので、ご意見を賜りたいと存じます。どうぞ。

ようございますか。

ほかにご意見もないようでありますので、協議事項第16号の調整方針につきましては、

原案のとおり承認いたしましてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

協議事項第16号は原案のとおり承認されました。

ちょっと暫時休憩をいたします。

午後4時35分 休憩

午後4時45分 再開

○浅田 清喜委員長

時間になりましたので、会議を再開させていただきたいと存じております。

先ほど保留にいたしております障害者福祉事業につきましてを議題とさせていただきたいと存じております。

事務局の説明を求めます。どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

失礼します。

お手元の次第の4ページ、これと前回お配りいたしました協議附属資料の11ページ、12ページ、これ両方を、申し訳ありませんが、見比べながらお願いしたいと思います。

まず、次第の4ページでございますが、障害者福祉事業について協定項目第23-10号でございます。これの調整方針の(1)番でございます。

こここのところを、前段の文章を、これから読み上げる文章に変えていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(1) 障害者手当給付事業については、合併後、2年間は現在の各市町の給付水準を維持する。なお、合併後、3年目以降は、尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については、類似団体の給付水準を踏まえ調整する。

因みに、この重度障害者といいますのは、先ほど開いていただいていると思いますが、附属資料の11ページ、12ページにも続けてございますが、11ページに目を戻しますと、肢体不自由の一番上、身体1・2級、木曾川町が7,000円になっているところがございますね。それと、知的障害の療育A、これも7,000円になっているところですよ。これを重度障害者という表現をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○浅田 清喜委員長

ただいま事務局の方から調整案の修正方針案が示されましたが、いかがですか。ご意見がありましたら、お出しをいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○吉田 勇吉副委員長

私は、本来なら合併後、直ちに平等・均等がふわさしいと思います。しかし、木曾川町さんの今日までのさまざまな事情があって、そういう制度があるということで、合併後も

2年間はその制度をとれるということになりますので、大変私ども一宮市にしてみれば、人口規模は違うとはいえども、受ける方の一人一人は変わりませんので、2,000円と7,000円は、本当から言ったら、合併後、直ちにと私は思っておりましたが、なお2年間それを継続すると。以後、尾西市の制度を概ね基準にして合わせていくということでもあります。

正直なところ、私もこの議事録が一宮市関係者すべての方に情報公開をされますので、今回に限って、合併はいろいろな意味でそれぞれがぜい肉をとり、油を絞って、スリムになって厳しい財政を立て直さなくてはならんと、そういうことが合併の基本でありますので、木曾川町さんも今後については、こういった問題が発生しても、やはりそれなりに調整案をご理解していただきたいと、私は思います。

以上であります。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

この件に関しては、負担は軽い方に、サービスは厚い方になっていいことだとは思いますが、私がちょっと不思議なのは、他の市町の給付水準を知るのももちろん大事だと思うのですが、それぞれ台所が違うと思うのですね。だから、すごく裕福な市はたくさんあげることができると思うし、困窮しているところは出すことが難しいと思うのです。そういうところも踏まえて、これらを厚生はこの部分だけじゃなくて、もちろん私たち住民にとっては、サービスは高い方にさせていただくのは本当にありがたいのですが、木を見て森を見ずというか、1つ1つを高くしていったら、本当にそれが全体で財政が成り立っていくのかということまで考えて事務局はやってみえるのかどうかということが知りたいのですが、そういう概算みたいなものを出されたことはありますか。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

この2市1町の合併に際しての事務局すり合わせで、どこに視点を置いてどのように調整していくかというのは、非常に難しい話であります。私どもが担当者に説明会で指示したのは、やはり合併する住民の皆さん方に不公平があってはいけないと。それともう一つは、今、副委員長さんの方からもおっしゃっていただきましたが、合併が最大の行政改革であり、効率性を求める部分があるというのも否めない事実であります。これは言ってみれば二律背反の話でありまして、ベクトルが違う方向を向いている。これを調整しなければならないということで、事務方は非常に苦労して、今皆様方が見いただいているその調整案を出してきたわけであります。

そういった二律背反に苦しみながら、やはり今後行政運営をいかにしていくかを考えれば、今おっしゃったように、持続可能なサービスはどの程度か、こういったことも考えなければならない。あるいは、本来これが本当に行政がやっていく事業かどうか、こういったことも考えなければならない。あるいは、いわゆるばらまきのたぐいになっている事業、

これはやっぱり改めなければならないといったこと等々を考えて調整した結果がこうであります。

今たまたまここで障害者手当の調整が少し細部変わったわけではありますが、私どもが考えている財政シミュレーションというものは、2市1町で合併すると、国あるいは県の方からどのくらいの補助金が出るのか。それに加えて、合併後の事務事業のすり合わせで、その後、行政として負担がどのくらい増えるのか。それと、合併時に行うプロジェクトがどの程度の規模で、どの程度の経費がかかるのかと。そういったことを総合して、財政シミュレーションをつくりました。前回の新市建設計画作成等小委員会においてこれはお示ししてございますので、今度の12月25日の全体の協議会でこれはお出しさせていただくこととなりますし、それから、ホームページ等でもこれは見ていただくことができるわけでございます。

先ほど申しました調整方針としては、考え方としてはこうでございますが、最終的に行政というのはやっぱり総合的に考えなければならないということでございますので、事務事業のすり合わせの結果、これ一方に重点を置くということではなくて、総合的に勘案して、10年後、20年後の新市の姿を常に念頭に置いて、行政運営を行っていく必要があると考えております。

○浅田 清喜委員長

ようございますか。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

ということは、今までいろいろな小委員会ですり合わせてきて決めてきたことは、とりあえずはオーケーということなのですね。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局

小委員会で決定いただいたことは、今度全体の協議会に持ち上げ、そこでご決定いただければ決定ということになってまいります。合併の決定はこの協議会でするわけではなく、それぞれの市町の議会ですることです。尾西市さんは住民投票をなさいますので、住民投票の結果は議会の方でまた尊重されることになると思いますが、最終的にはこの合併の決定は、それぞれの市町の議会でございます。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

私の質問の仕方が悪かったのですが、合併の決定じゃなくて、例えばこのような予算編成で、財政的に合併してもやっていけるという意味でオーケーですかというふうに聞いたんですけど。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○坂田 一光事務局課長補佐

先ほど課長の方が申し上げた財政シミュレーションは、今まで私どもが小委員会にお出した案で、その影響額を見込んで、一応まだ最終収支がでこぼこしている形になっておりますが、一応いけるだろうという線で見込んであるものをお出ししております。今まで小委員会にお出した調整案の影響額というのは見込んであります。今の状態でいけるだろうと思っています。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

ちょっとある方から言われたのですが、今決めていても、2年後の経済情勢とかいろいろなものを含めて、これは確かに誰一人わからない問題だと思うのですが、変わるかもしれないですよと言われたのですが、とりあえずは大丈夫だということですね。

○浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

それにつきましては、前回第3回の全体の協議会で会長である谷一宮市長が、このすり合わせは2市1町の現況を調整したものである。それぞれの市町において、行政改革であるとか、それから、いわゆる独立した会計のものについては、例えば国保とか水道とかいったものですね、これについては独立採算での経営になっているわけありますので、それぞれ市町において、これは若干修正がかかる可能性もありますと申し上げました。それについては、今現状の調整がこうでありますから、こういうことで納得して委員さんの方にはご了解いただいておりますので、この各市町の行革あるいは独立会計で修正があれば、これはまたこの小委員会、全体の協議会の方にご報告申し上げて、条件がこういうふうになりましたのでこのようになりましたということは、逐次報告してまいりたいと考えております。

○浅田 清喜委員長

ようございますか。

委員長として確認だけさせていただきます。

合併後、2年間は現行制度を維持していく。3年以後につきましては、尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については類似団体、これは尾西市ではないですよ。類似団体と申し上げますのは、人口30万以上の市の水準を考慮しながら調整をしていくということでございますから、ここで7,000円の重度障害者の方について、木曾川町はずっと2年間はされますよと。尾西市の人も2,000円、一宮市の人も2,000円でいかれませんが、その後、3年目につきましては、制度は尾西市でございますけれど、類似団体が尾西市ではございませんので、少しは上がるだろうということなのか、これはきちっとしておかないと、終わったら2,000円になっている。類似団体がわからない。資料をお持ちではございません

ので、どこかで調整をされたら、この決定は今日させていただきますけれども、どこかで大体類似団体ってこんなものですよということを、小委員会に参考資料として本当はお出していただければ、木曽川町の方もご納得いただけるのでは。参考資料は出ますかね、どこかの段階で。

○伊神 正文事務局課長

次回の小委員会までに調整させていただきますして、出させていただきますということで。

○浅田 清喜委員長

そういうことでございますので、ひとつよろしく願いをさせていただきますして、協議事項第12号の調整方針につきましては、ただいま委員長として確認をいたしましたことでお認めをいただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

第12号は原案のとおり、修正案を含めて承認されました。

次に、提案事項に移ります。

それでは、協議事項第17号（協定項目16）、公共的団体等の取扱いについてを議題とさせていただきます。

資料の9ページをお開きいただき、事務局からご説明を願います。

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

次第の9ページをお願い申し上げます。

協議厚生第17号、公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）。

調整方針を読ませていただきます。

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。

(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。

(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後、速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。

(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。

恐れ入りますが、協議附属資料16番、公共的団体等の取扱いについてをよろしく願い申し上げたいと思います。

はねていただきまして、1ページに先ほど述べさせていただきました民生・児童委員協議会から保護区保護司会一宮支部等々の団体を提示させていただいております。これら公共的団体と申します明確な定義というのは、実はございません。私どもが把握しているのを上げさせていただきますけれども、このほかにもたくさんの公共的活動をしている団体は多数あると思っています。ここに掲げさせていただきましたのは、あくまでも例



示ということでご理解を賜りたいと思います。

それで、これは先ほど青木委員さんの方から話がございましたが、統合・再編と言いつつも、やはりそれぞれの団体でその設立の趣旨、あるいは今後似たような団体と合併するか否かということについては、それぞれの団体のやはりご意思があるかと思います。行政としてはそれを尊重してまいりたいと。ただ、努めるものとするを書いてございますので、努力目標といったことで、復唱になりますが、それぞれの団体の実情を尊重しながら統合・再編に努めるといったことで、こういった内容でこの公共的団体についてはご承認をいただきたいと考えております。

以上でございます。

**○浅田 清喜委員長**

ただいま事務局より公共的団体等の取り扱いについて説明がございました。

ご意見等がございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

**○松村 真早美委員**

質問なのですが、今の調整方針（3）番の独自の団体というのは、例えばどういったもののことでしょうか。

**○浅田 清喜委員長**

はい、どうぞ。

**○伊神 正文事務局課長**

例えば一宮市の上から5番目、社会福祉事業団、それから、福祉の真ん中辺でございしますが、視覚障害者の福祉協会、あるいは聴覚障害者協会、いわゆる尾西市、木曾川町にはないものですから、これはこのまま現行のとおり、合併後もこのままとするといったことでございます。

**○浅田 清喜委員長**

ようございますか。

何かございますか、このことにつきましては。

なかなかちょっと今見ましても、おわかりにならないと思いますので、このことにつきましてはお持ち帰りをいただいて、次回までにお考えをまとめていただくということの方が正しいのではないのでしょうか。ちょっと今ここでお見せいただいても、どんなものがあるというのは、例規集でも全部見ませんとなかなかわからない部分もありましょうし、そこに載っていない部分もございます。

事務局、今日決めなくてもいいわけですか。

では、1回これはお目通しを、もう5時過ぎましたので、いただくということで、ようございますでしょうか。

ご意見もないようでありますので、お持ち帰りいただきまして、次回までにお考えをおまとめいただきたいと存じております。

続きまして、次第3、その他に入ります。

事務局に説明を求めます。

○森 輝義事務局長

それでは、次第の最終10ページ、資料10をご覧いただきたいと思います。その他につきまして、ご説明を申し上げます。

次回、「第6回厚生小委員会」は、来年1月22日木曜日午後3時からこの場所を予定させていただきます。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

○浅田 清喜委員長

本日予定をいたしていたのは、大体時間的には18時を最終目途に事務局が想定しておりました。皆様方のご協力で終わりましたので、以上で閉会とさせていただきたいと存じます。

熱心にご討議をいただきまして、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後5時06分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年1月8日

会議録署名委員 浅田 清喜 (自署)